

平成25年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：福祉医療・後期高齢者担当
 内線：3364 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B20	ひとり親家庭等医療対策助成費		一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭等医療対策助成費	
事業期間	平成4年度～	根拠法令	ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱等 ひとり親家庭等医療費支給事業実施補助金交付要綱		戦略項目	01 子育ての安心		
					分野施策	010101 子育て支援の充実		
1 事業概要			5 事業説明					
<p>経済的基盤の弱いひとり親家庭等にとって、医療費の負担は経済的、精神的に大きな負担となっている。そこで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭等にかかる医療費(各種医療保険の負担割合に応じた自己負担金の一部)を助成する市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>また、ひとり親家庭等医療費支給制度について、統一的な償還方式の実施と円滑な運営を図るため、医師会等に補助金を交付する。</p> <p>(1) 市町村事業費補助 1,071,635千円 (2) 医師会等事務費補助 2,126千円</p>			<p>(1) 事業内容 対象者：ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童とその母(父)又は養育者 所得制限：児童扶養手当制度の一部支給の所得制限限度額 ※児童扶養手当では、「全部支給」と所得に応じて全部支給されない「一部支給」とがあり、それぞれ扶親親族の数により所得制限額が設けられている。 (扶養親族1人の場合：所得限度額230万円 年収約365万円) 対象者の自己負担金：通院1,000円/月、入院1,200円/日(ただし、市町村民税非課税者は免除)</p> <p>ア 市町村事業費補助 1,071,635千円 各市町村がひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱により、対象者に支給した医療費助成金に対して、補助金を交付する。</p> <p>イ 医師会等事務費補助 2,126千円 保険医療機関等がひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱により、ひとり親家庭等医療費支給事業のために発行した証明書等の件数に応じ、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付する。</p> <p>(2) 事業計画 ア 財政力指数が1を超え1.1未満の市町村数 (平成24年度 3市町→平成25年度 2市町) イ 財政力指数が1.1以上の市町村数 (平成24年度 2市→平成25年度 1市)</p> <p>(3) 事業効果 ひとり親家庭等の経済的負担が軽減され、生活の安定と自立に寄与する。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
事業主体：市町村 負担率：財政力指数1以下 (県1/2) 市町村1/2 財政力指数1超1.1未満 (県5/12) 市町村7/12 財政力指数1.1以上 (県1/3) 市町村2/3								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1人=9,500千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	1,073,761						1,073,761	32,942
前年額	1,040,819						1,040,819	